

様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員	整 理 番 号												
			1 - 1												
支 出 項 目	1 資料作成費		令和8年3月25日 起票												
支 払 金 額	<table><tr><td>金</td><td>額</td><td>¥</td><td>5</td><td>8</td><td>8</td><td>9</td><td>4</td><td>0</td><td>円</td></tr></table>					金	額	¥	5	8	8	9	4	0	円
金	額	¥	5	8	8	9	4	0	円						
内 容	市政報告作成（デザイン、印刷、製本費） 8千部×3種類			按分割合	100%										
《領収書添付欄》															

領 収 証

町年田 勉

様

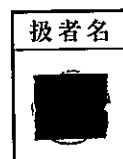
2026年3月20日

¥ 588,940 -

内 訳	
代金	535,400
消費税	53,540

但し市政報告デザイン作成代 8千部×3
上記の金額正に領収いたしました

株式会社 × 企画
〒260-0013 千葉 12-12
中央 6号室
TEL:043-216-2800 6-2810
事業者登録番号 00-7496



御 請 求 書

令和8年3月16日

西牟田 勲 様

下記の通り御請求申し上げます

お振込み先

株式会社 ク企画
代表取締役 義也
千葉市中 12-12
中央土地 06号室
TEL: 04- 2800
FAX: 04- 2810

合計金額 ￥ 588,940

事業者登録番号: T7-0400-0100-7496

品 名 ・ 仕 様	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
・ B 4印刷 (4C/4C) 90 k				-	
両面印刷 十字折り (2つ折り→2つ折り)	8,000	枚	16.6	132,800	1号ビラ
版下作成費	1	式	40,000	40,000	
両面印刷 十字折り (2つ折り→2つ折り)	8,000	枚	16.6	132,800	2号ビラ
版下作成費	1	式	40,000	40,000	
				-	
両面印刷 十字折り (2つ折り→2つ折り)	8,000	枚	16.6	132,800	3号ビラ
版下作成費	1	式	40,000	40,000	
				-	
送料	1	式	17,000	17,000	
				-	
				-	
				-	
				-	
				-	
小 計				535,400	
消費税 (10%)				53,540	
合 計				588,940	



市川市議会議員
西牟田 いさお
にしむら 勲

市政報告

令和7年12月議会において行った一般質問の内容をご報告します。市民生活に身近な医療・福祉サービス、デジタル地域通貨、文化施設構想、公有財産の適正管理、自然環境保全など多岐にわたるテーマについて取り上げました。ご意見・ご批判をお寄せいただければ幸いです。

1 市川市急病診療所について

急病診療所では「6時間待ち・3分診療」という深刻な混雑が年末年始に発生しています。根本的な解決策として私はオンライン診療の導入と、看護師の処遇改善を求めました。

(1) オンライン診療の導入について

質問概要 急病診療所の深刻な混雑解消策として、オンライン診療の導入を検討したか、またその課題は何かを問う。国のガイドラインでは初診からのオンライン診療も制度化されており、急病診療所という特殊な状況において例外規定が適用できないか、また「診療前相談」の仕組みを活用した効率的な患者振り分けが可能ではないか。さらに本市から国に対してオンライン診療モデル事業の実施を提案してはどうか。

答弁骨子 国のガイドラインでは、オンライン診療は初診については原則かかりつけ医が行うものとされており、急病診療所は初診が基本となる。年末年始は検査が必要な発熱者が多く、調剤薬局の多くが休業していることから、現状では市がオンライン診療を導入することについて課題が多い。今後もオンライン診療の普及状況や他の自治体の動向を注視していく。

補足説明

答弁では「初診は原則かかりつけ医」が課題とされましたが、実際には厚生労働省のガイドラインにより初診からのオンライン診療は制度化されており、かかりつけ医がいない場合や休診中の場合は例外規定が適用できます。急病診療所の受診者の多くはまさにこの例外規定に該当します。「診療前相談」の仕組みにより重症患者を優先的に対面診療に振り向けることも可能です。市として国にモデル事業を積極的に提案し、先進事例の発信役を担うことを求め続けてまいります。

(2) 繁忙期の看護師の勤務状況と処遇について

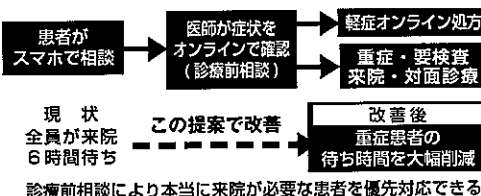
質問概要 看護師が年末年始に昼休みも取れない勤務実態を市は正確に把握しているか。また、民間医療機関では年末年始勤務に対して1万円から1万5,000円の特別手当を支給しているのに対し、本市は休日勤務手当のみの支給であることは地方公務員法第14条(情勢適応の原則)に反するのではないか。特殊勤務手当の適用を求める。

答弁骨子 日報等により勤務状況を把握しており、今年度の年末年始は看護師の配置を通常の4~6名から日中10名程度、夜間8名程度に増員する予定。年末年始の報酬については、条例に基づき休日勤務手当や夜間勤務手当相当額を支給しており、引き続き従事者が働きやすい職場となるよう努める。

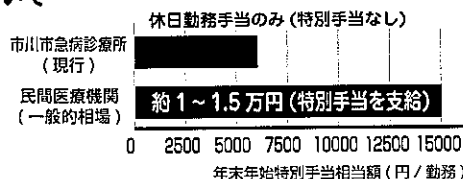
補足説明

増員体制の整備は一定の前進ですが、処遇面の改善には踏み込みませんでした。「条例に基づく」という答弁ですが、地方自治法第204条第2項には特殊勤務手当も明記されており、条例改正により対応は可能です。民間医療機関では年末年始に1万5,000円の特別手当が一般的な中、処遇の差が人材確保困難につながり、最終的に急病診療所の運営そのものを脅かすリスクがあります。市民の健康を守るための人材確保こそが最優先の投資であるとの認識を市に求め続けてまいります。

急病診療所へのオンライン診療導入フロー(提案)



年末年始の看護師処遇比較(市vs民間)



2 デジタル地域通貨 ICHICO について

市川市のデジタル地域通貨 ICHICO は、ポイント還元キャンペーンによる消費喚起を主な目的として運営されていますが、多額の予算を投じている本事業の費用対効果と将来の方向性について複数の視点から質問を行いました。

(1) キャンペーンの効果と利用状況について

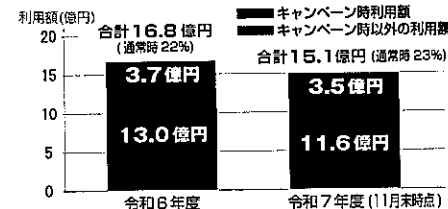
質問概要 令和6年度に実施した3回のキャンペーンの還元額と経済効果はどの程度か。また、キャンペーン期間外の利用状況(通常時の利用割合)を問う。

答弁骨子 令和6年度の3回のキャンペーン還元額は合計約1億6,400万円相当。年間総利用額は約16億7,500万円で、アンケートから算出した経済効果は約9億7,000万円。キャンペーン時以外利用は年間総利用額の約22~23%(約3億7,300万円)にとどまる。

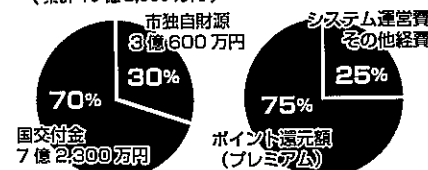
補足説明

キャンペーン時以外利用がわずかに22~23%という数字は、ICHICO が日常的に定着していないことを明確に示しています。プレミアムというカンフル剤なしには利用が促進されない構造は、事業の持続可能性に疑問を投げかけます。

ICHICO 利用状況(キャンペーン時 vs 通常時)



過去3年間の事業費財源内訳(累計10億2,900万円)



(2) 1億円キャンペーンの費用対効果について

質問概要 年末に1億円の予算でキャンペーンを行うとのことだが、物価高で生活が苦しい市民が増えている中、消費喚起より直接的な税負担軽減(住民税・固定資産税の減税)のほうが市民福祉の向上に資するのではないかと、費用対効果の考え方を問う。

答弁骨子 1億円還元で約10億円相当の利用を見込んでいる。過去3回のキャンペーンでは費用の約3.6倍の経済効果が得られた実績がある。クリスマス・忘年会シーズンの消費需要が高まるこの時期に市内消費を喚起する効果を期待している。

補足説明

過去3年間の ICHICO 事業費の累計は10億2,900万円(うち本市独自財源3億600万円)です。同じ財源で直接税負担を軽減するほうが、公平性・即効性の観点から市民に届きやすいと私は考えます。デジタル地域通貨の成功事例と言われる飛騨地域のさばこコインでさえ年間取引額700億円超でようやく収支均衡ですが、ICHICO の年間利用額はその100分の1程度。費用対効果の検証を厳しく求め続けてまいります。

(3) ICHICO の将来像・ブロックチェーン移行提案について

質問概要 プレミアムポイントというカンフル剤に依存する現在の政策から、真に持続可能な地域経済循環へ転換すべきではないか。ブロックチェーン技術に移行し、加盟店手数料の大幅削減(現行3~5%→1%以下)、市民参加型ガバナンス、他地域のステーブルコインとの相互運用、行政手続との統合など、多機能型プラットフォーム化を提案する。

答弁骨子 ICHICO の事業目的は地域経済と市民活動の活性化であり、今後もこの方針は変わらない。ふるさと納税やスマートポイントなどの活用による地域課題解決の可能性があると考えており、様々な主体との連携を模索しながら活用を進めていく。

補足説明

答弁は現状維持を示すものでしたが、私は ICHICO が生き残る道はブロックチェーン技術への移行しかないと考えます。2025年に米国でステーブルコイン法が成立し、日本でも2023年改正資金決済法でステーブルコインの法的地位が確立されています。石川県の北國銀行のトチカのような先進事例も生まれており、引き続き技術革新に対応した抜本的な見直しを求めてまいります。

3 美術館構想について

市川市の美術館構想については、田中市長が就任以来様々な場所で言及してきていますが、依然として場所も費用も整備時期も何も決まっていないう状況が続いています。市民の税金を使う以上、具体的な判断基準と見通しを示す責任があります。

調査項目	市アンケート(約2,900件)	議員独自アンケート(SNS)
美術館に関心があるか	あり・どちらかといえばあり 72%	(参考調査)
美術館が必要か	思う・どちらかといえば思う 66%	反対 約70~80%
設問の性質	「市外倉庫に美術品保管」と情報提示後に質問	賛否を直接聴取

※市アンケートは「市外倉庫に美術品を保管している」という情報提示後に必要性を質問しており、設問設計に誘導的側面がある可能性を指摘しました

(1) 市長の発言内容と市民ニーズの裏づけについて

質問概要 市長がこれまで美術館構想について発言してきた主な内容と、整備の方向性を表づける市民要望・ニーズの根拠を問う。

答弁骨子 令和4年6月の所信表明以降、市長は施政方針等で美術館開設に言及。立地については血清研究所跡地や現代産業科学館等の名前を挙げた発言がある。市民要望としては令和4年9月に市民有志から要望書が提出され、「市川シビエ会」が活動中。市が実施したアンケート(約2,900件)では、美術館に関心があるとの回答が72%、必要と思うとの回答が66%であった。

補足説明

私が独自に行ったオンラインアンケートでは、7~8割が美術館建設に反対という結果でした。市民の意見はまだ割れており、より中立的な形での意見聴取が必要と考えます。

(2) 整備スケジュールと判断基準について

質問概要 美術館が完成するのが3年先なのか、10年先なのか。市民が判断できるよう少なくともタイムスパンを示してほしい。また、美術館構想室の設置から約2年が経過し予算も使っているにもかかわらず、何も決まっていないう。市長が判断する際の基準・判断時期の見通しを市民に示す責任があるのではないかと。

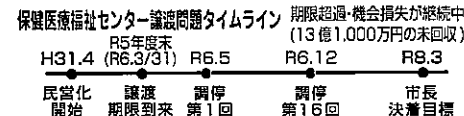
答弁骨子 整備場所のめどが立った段階で整備基本計画の策定に着手することを想定しているが、整備の完了時期は現時点では定まっていないう。場所や費用など様々な課題に関する判断材料がそろい、ある程度見通しが立ったタイミングなど適切な時期に市長が判断し、議会の賛同もいただきながら取り組んでいくものと認識している。

補足説明

箱物行政には不可逆性があります。一度建設すれば取り壊せない。なぜ美術館に限られた財源の中で最優先事業なのか、具体的なデータと客観的分析に基づく論拠を示すことを求め続けます。来年は市長選挙を控えており、市民に対する一定の予見可能性を提供する必要があります。

4 保健医療福祉センターの土地・建物の譲渡問題について

リハビリテーション病院の民営化に際して締結された保健医療福祉センターの土地・建物の譲渡協定について、令和6年3月31日の譲渡期限を過ぎても13億1,000万円の譲渡代金が一切支払われていない問題を昨年に続き追及しました。



本件の概要▶平成31年4月の民営化時、土地・建物を13億1,000万円以上で譲渡する協定を締結。猶予期間5年を経て令和6年3月31日が期限だったが、現在も土地・建物の譲渡も代金の支払いもなされていない。市川簡易裁判所において令和6年5月以降、16回の民事調停が実施されている(次回期日:令和6年12月25日)。

(1) 現状と法的論点について

質問概要 調停は現在何回実施されているか。調停手続には法的拘束力がなく、合意に至らなければいつまでも続く可能性がある。民法415条の債務不履行・419条の遅延損害金も発生している状況ではないか。遅延損害金の請求を行っているのか。行っていないとしたらなぜか。

答弁骨子 3法人(介護老人保健施設・デイサービス運営法人を含む)との間で16回の調停を実施。次回期日は12月25日を予定。現在は調停係属中であるため、その中で解決が図れるよう進めている。(田中市長より)令和8年3月までに最終的な結論を出したい。

補足説明

民事調停は法的拘束力がなく、合意に至らなければいつまでも続く可能性があります。13億1,000万円は市民の貴重な財産です。1年以上の履行遅滞は明白な債務不履行であり、遅延損害金も日々発生している状況にあります。「令和8年3月までに結論を出す」との市長答弁を得たことは一定の前進です。あらゆる法的手段を並行して活用するよう引き続き求めてまいります。

5 塩浜2丁目市有地活用事業について

市民の貴重な財産である塩浜2丁目の市有地について、活用事業が長期にわたって停滞している現状を昨年に続いて追及しました。

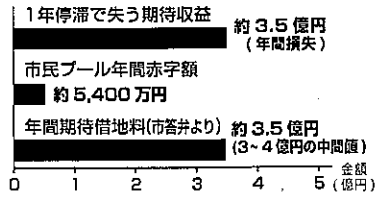
質問概要 事業が停滞している間の機会損失の総額はどの程度か。また、プールつき複合施設として採算ベースで運営できるという計画の根拠は何か。市有地が塩漬けになっている状況に対し、代替案を含めて早期に方向性を示すよう求める。

答弁骨子 当該用地全体を貸し付けた場合の年間基準借地料は約3億円から4億円と想定される。現在もレジャープール機能を含む活用を目指している。

補足説明

年間3億~4億円の逸失利益が発生し続けているという答弁は重大です。現在の市民プールの年間赤字が5,400万円であることを踏まえれば、市有地を別用途(例えば商業施設)で貸し付けて3~4億円を得た上で、その収益で近隣にプールを別途運営するほうがはるかに合理的です。計画段階での検証が不十分なまま事業化を決定したのではないかとこの疑念は拭えません。市民の財産を預かる者としての責任を改めて認識し、現実を直視した柔軟な代替案の検討と早期の方向性提示を強く求めます。

塩浜2丁目市有地 活用停滞による機会損失

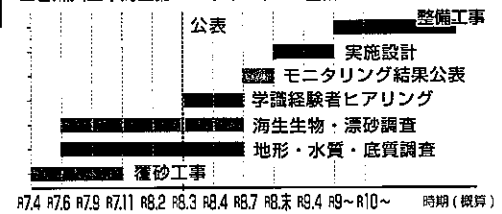


※期待借地料は市営(年間3~4億円)の中間値。市民プール赤字は先順位者答弁より。

6 三番瀬の人工干潟について

三番瀬の人工干潟(塩浜親水事業)については、絶滅危惧種を含む多くの生物が生息するこの区域に人の手を加えることによる生態系への影響を懸念しており、モニタリング調査の内容と市民参加の在り方について質問しました。

三番瀬人工干潟整備 モニタリング ~整備スケジュール(概要)



(1) モニタリング調査の状況と公表時期について

質問概要 覆砂工事に伴うモニタリング調査の状況と、結果の公表時期はいつか。

答弁骨子 今年度は覆砂中の6月、覆砂後の9月・11月に地形・水質・底質・海生生物・底砂の各調査を実施。来年2月に再度底質調査を行う予定。海岸・港湾工学と海洋生態工学の学識経験者2名の意見を聴取した上で、令和8年3月末までに公表を予定している。

補足説明

令和8年3月末の公表に向けて着実に進んでいる点は評価します。モニタリングの結果を踏まえた科学的な判断が求められます。

(2) 市民意見聴取と整備計画の見直し可能性について

質問概要 市民からの意見聴取の方法と内容はどのようなものか。モニタリング結果によっては事業の中止を含む見直しがあるのか。また、調査データは全て公開するのか。

答弁骨子 市公式ウェブサイト概要版として公表予定(詳細データは所定の手続で確認可能)。行徳支所や市川漁港の朝市で毎月第1日曜日にパネル展示を実施し、職員が直接説明・意見聴取を行っている。今後の整備計画は令和8年度に実施設計、令和9~10年度に整備工事を予定。

補足説明

中止を含む見直しの可能性について明確な答弁は得られませんが、モニタリング結果を重視して慎重に進めるという姿勢は確認できました。絶滅危惧種を含む多様な生物が生息する三番瀬は「生物多様性いっかわ」の象徴です。科学的なデータに基づき生態系への影響を最小限に抑えることを最優先に、モニタリング結果が公表される令和8年3月以降も議論を続けてまいります。

以上が令和7年12月議会における一般質問の報告です。いずれも市民の皆様の日常生活や市の財政に直結する重要な課題です。引き続きご意見・ご批判をお寄せください。

皆さまのご意見、ご要望をお聞かせください。

【連絡先】〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市議会 会派「新しい流れ」控室 にしむた 勲 (電話 090-7411-8978)

isaonishimuta@gmail.com



市川市議会議員

西牟田 いさお

にしむた 勲

市政報告

令和8年2月議会において、会派「新しい流れ」を代表して行った代表質問の内容をご報告します。今回は質問時間も2時間と十分にあることから内容も多岐にわたります。第1部では、施政方針に関する質問（ペットボトル分別収集・外国人住民政策）と教育行政に関する質問（教育振興大綱具体化パッケージ・小中一貫教育・英語教育・セクハラ実態調査・家庭の貧困対策）を報告します。どうかご一読いただき、ご意見等をお寄せいただければ幸いです。

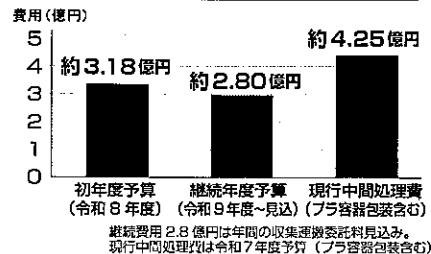
1. ペットボトル分別収集事業について

令和8年4月より、環境先進都市の実現に向けてペットボトルの分別収集が開始されます。初年度予算が約3億1,800万円、次年度以降も約2億8,000万円の継続的支出が必要とされる一方、現状では焼却処理のほうが安価であることも事実です。

費用対効果と政策の合理性について質問しました。

ペットボトル分別収集事業の費用(令和8年度～)

質問概要 初年度予算3億1,800万円の内訳と、次年度以降に継続的に計上される追加予算の見通しを問う。また費用対効果はどう考えるか。先行自治体では期待した効果が得られているか。ペットボトル減少分の中間処理費削減はどれだけ見込まれるか。費用対効果が数字で示せないにもかかわらず実施する必要があるのか。



答弁骨子 初年度予算の内訳は、収集車両の増車・収集ルート構築費用約2億8,600万円、集積場看板修正費約2,000万円、ネット袋購入・配布費約1,200万円の合計約3億1,800万円。令和9年度以降も収集運搬委託料として約2億8,000万円等が必要の見込み。中間処理費削減は、処理量減少に応じた単純な削減ではなく、リチウムイオン電池除去の人員費上昇等もあり現時点では算定困難。焼却処理より費用は高いが、長期的視点から限りある資源の有効活用と最終処分場への搬入量削減のため必要。環境先進都市の実現に向け市民の御協力をお願いします。

補足説明

本ペットボトル国内回収率は既に約94%(令和3年度)と世界最高水準にあります。この状況下でさらに3億円超を投じて細分化することの追加効果については、より説得力ある説明が必要です。ただ、環境経済学の観点では、最終処分場の「隠れた費用」は市場価格の10倍以上との試算もあり(植田和弘・京都大学名誉教授)、将来の石油価格高騰・カーボンプライシング・最終処分場逼迫等を考慮すれば、長期的視点での分別強化は合理性があります。市民負担の増加に対しては、丁寧な情報提供と理解促進を求めます。集合住宅での集積場の狭さ等の課題には運用上の工夫で対応することとありますが、現場の声を丁寧に拾い上げていただくことが重要です。

2. 外国人住民に対する政策について

施政方針に「実効性のある形で制度化」という文言が盛り込まれました。市川市民の約20人に1人が外国人住民となりつつある今、必要な共生策を講じることが重要です。一方で、法的根拠と人権保障の観点から、制度設計には慎重さが求められます。

質問概要 実効性のある形で制度化の具体的な内容と、外国人のみを対象とする規制の合理性について問う。行徳地域でのモスク増設についての考え方。公園での集団礼拝への苦情への対応。施政方針での表明にもかかわらず「具体的な内容は未定」とはどういうことか。市民・議会への説明責任について。外国人のみを対象とした条例・ルールは憲法14条の平等原則に違反しないか。外国人の生活保護申請への対応方針。憲法学者等への意見照会を行うべきではないか。

答弁骨子 守るべきルールとはごみ分別・騒音・交通ルール遵守・納税などを指す。制度化については現時点で具体的な内容は未定だが、有効かつ効果的な方法がある場合には慎重に検討し適切に対応する。モスク増設は建築基準法等関係法令に基づき適法性を審査する。公園の集団礼拝については現行の都市公園条例に基づき対応する(礼拝は宗教上の主義主張とは異なると判断し、条例改正は考えていない)。施政方針は「必要であればルールの見直しや制度の検討に取りかかる」という本市の姿勢を示したものの。議員からの懸念事項を留意して今後検討を進める。

補足説明

施政方針という公式の場で「制度化」を明言しておきながら「内容は未定」という答弁には矛盾があります。具体的な内容もなく方針を表明することは、市民・議会への説明責任の観点から問題があります。外国人のみを対象とした規制については、憲法14条の平等原則・国際人権規約・人種差別撤廃条約との整合性について法律専門家の意見を求めることが不可欠です。一方、困窮している外国人市民を生活保護という最低限のセーフティネットから排除することは、個人の尊厳を守る行政の責務(憲法13条)の観点からも疑問があります。公園の集団礼拝については、他の利用者が近づきにくいという市民の声に対し、現行ルールの丁寧な説明で対応することと、推移を見守ります。

3. 教育振興大綱具体化パッケージの適法性について

今回の代表質問で最も重要な論点の一つです。市長が「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」を策定しましたが、教育の政治的中立性を守る戦後教育行政の根幹に関わる問題として、詳細に質問しました。

問題の背景

戦前、教育が国家統制・政治権力の道具となった苦い経験を踏まえ、戦後の地方教育行政(昭和31年)は教育委員会の独立性を保障。市長の権限は教育長の任命・教育関連予算の上限に限定され、教育の内容・方法は教育委員会の専権事項とされている。平成26年の法改正(総合教育会議・大綱制度創設)でも、法第1条の3第4項は「大綱の策定権限が教育委員会の権限を侵すものではない」と確認的に規定している。

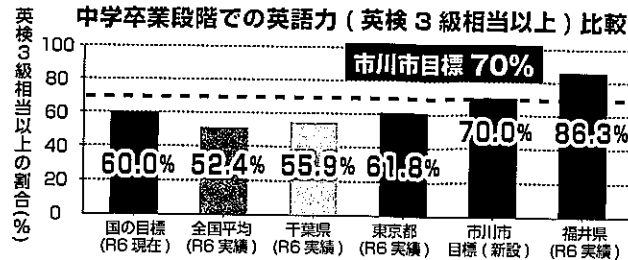
質問概要 具体化パッケージの策定経緯と市長の権限の根拠を問う。文部科学省通知は「大綱は詳細な施策について策定することを求めているものではない」と定めているのに、なぜ具体化パッケージが策定されたのか。全国の主要自治体で同様のものがあるか。文部科学省に適合性について照会したか。具体化パッケージには教育課程・学習指導方法・生徒指導など教育委員会の専権事項(地教育法21条)が含まれているか。市長が予算措置を通じて教育委員会に事実上従わせることは問題ではないか。

答弁骨子 令和7年7月・11月に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会が協議して策定した。文部科学省通知は「教育委員会が妥当だと判断すれば大綱に記載できる」「主たる記載事項は地方公共団体に委ねられる」としており、市川市として適切と判断したため文部科学省への照会も行っていない。具体化パッケージには教育課程・英語教育カリキュラム等の教育委員会の職務権限に属する事項が含まれているが、教育委員会が妥当と判断しているため市長の権限を逸脱するものではない。具体化パッケージは市長の教育に関する方針であり、これに基づく施策に関する予算措置に努めるものの、市長自らが教育委員会の権限に属する事務を執行するものではない。全国で同様のものを策定している自治体は(私が承知する範囲では)ない。

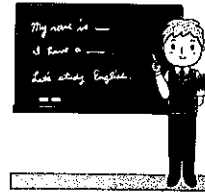
補足説明

答弁では文部科学省通知の「教育委員会が妥当と判断すれば記載できる」という文言のみを引用し、「詳細な施策について策定することを求めているものではない」という制限規定を無視しています。全国で同様の自治体がないこと、文部科学省への照会も行っていないこと、市長が予算措置を通じて教育委員会に事実上従わせる構造となっていること、これらは深刻な問題です。青木栄一東北大学教授・村上祐輔東京大学准教授らの研究も、大綱の詳細化が教育委員会の裁量を狭め、首長の意向が教育現場に直接反映される構造となることを「法改正の趣旨に反する」と指摘しています。私は市長に対して具体化パッケージを撤回し、文部科学省通知に準拠した適正な大綱の運用に改めることを強く求めました。この問題は引き続き議会の場で追及してまいります。

4. 小中一貫教育・英語教育目標について



※令和 6 年度英語教育実施状況調査（文部科学省）より。市川市目標は令和 8 年度教育振興重点施策に基づく。



(1) 小中一貫教育の効果・公平性・財政負担について

質問概要 小中一貫教育の具体的な効果、全市的な公平性、国が推進する小中一貫教育と本市への影響、財政負担と他の教育課題と比較した優先度について伺う。

答弁骨子 塩浜学園（義務教育学校）等で、学習意欲向上・中 1 ギャップの緩和・自己肯定感の向上などの効果が確認されている。国の平成 29 年度調査でも全国学力調査結果の向上・規範意識向上等の効果が認められた。全市的な取組を進めることで全ての児童生徒に効果を生かせる方針。施設一体型の義務教育学校建設の場合、未利用不動産の有効活用も可能。教育振興基本計画の中で優先度を総合的に判断している。

補足説明

塩浜学園における成果は一定程度認められます。ただし、施設一体型整備には多額の費用が伴うことから、費用対効果の検証と他の教育課題（貧困対策・特別支援教育等）との優先度の比較を継続的に求めています。

(2) 市川版英語教育の目標水準について

質問概要 具体化パッケージの目標「中学卒業時に英検 3 級相当以上を 70%」は低すぎないか。文科省の目標は 50% 以上（10 年近く前）であり、70% は単に全国中位レベルに甘んじることでないか。福井県 86.3%、さいたま市 76.3%、東京都 73.9% という上位水準を目指すべきではないか。

答弁骨子 国の目標は 60% 以上（令和 6 年度全国実績 52.4%）であり、本市は既に 63.6% を達成していることから 70% 以上を目標に設定した。ALT の配置増等により更なる高みを目指す。

補足説明

国目標 60% をわずかに上回る 63.6% の現状から 70% を目指す設定は、周辺自治体（東京都 73.9%、さいたま市 76.3%）と比較しても積極性に欠けます。財政力が高い市川市であれば、少なくとも 80% 以上を目指す目標設定が望ましいと考えます。目標は教職員と生徒の意欲を方向づけるものです。低すぎる目標はかえって現場の士気を削ぐ可能性があります。

5. セクシュアルハラスメント等実態調査の結果と対応について

▶ 調査結果の概要（令和 6 年度・千葉県教委実施）

70 人の児童生徒がセクハラと思われる言動を受けた・見た・聞いたと回答。内訳は「不必要に体に触れ不快」22 人・「性的な話や冗談」9 人・「性的なことについて質問され不快」11 人・「身体的特徴を話題にされ不快」6 人・その他 26 人など。アンケート結果から教職員が特定された件数は 19 件。管理職が聞き取りを実施し厳正に指導したが、懲戒処分（免職・停職・減給・戒告）は 1 件もなし。

質問概要 教職員が特定された 19 件について懲戒処分は 1 件も行われていないとのことだが、地方公務員法 29 条に照らして、児童生徒へのセクハラは「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行」に該当するのではないか。事実と認定できなかったのか、軽微と判断したのか、その基準は何か。東京都のようなゼロトレランス方針（いかなる行為も原則懲戒免職・セクハラは停職以上）を本市も採用すべきではないか。横浜市の外部の第三者委員会（弁護士・臨床心理士・学識経験者）による調査制度を設けるべきではないか。

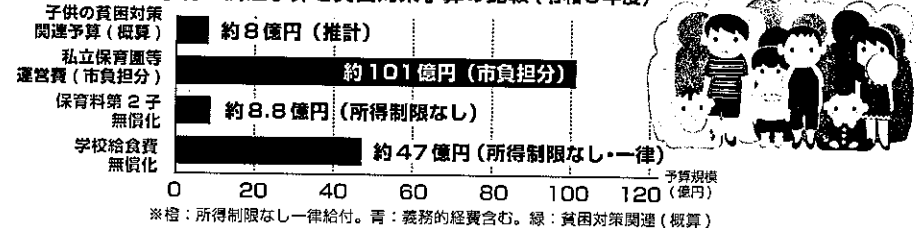
答弁骨子 懲戒処分の決定は任命権者である県教育委員会が行う。判断基準は県教育委員会の懲戒処分の指針に基づき、事案の程度・過失の度合い・その後の対応等を総合的に考慮して判断される。19 件については県教育委員会に報告しており、懲戒処分には該当しないとされた。（教育長から）平成 26 年地教行法改正の経緯も踏まえ、総合教育会議での市長・教育委員会の協議を重視している。

補足説明

70 人の子供がセクハラ被害を訴え、19 人の教職員が加害者として特定されているにもかかわらず、1 件も懲戒処分がなされていない。この事実の重大さを改めて強調します。「管理職が厳正に指導した」だけで終わらせることは、子供たちに「先生にセクハラされても注意されるだけ」というメッセージを送ることになります。懲戒処分は県教育委員会の専権事項であっても、市教育委員会は毅然たる姿勢で県に厳正処分を求める必要があります。また、内部の管理職だけによる調査では身内意識による隠蔽のリスクがあります。第三者委員会の設置と処分基準の公表、そして 19 件の事案の再調査を強く求めます。

6. 市立小中学校における家庭の貧困調査と対策について

子育て関連予算と貧困対策予算の比較（令和 8 年度）



質問概要 令和 4 年度以降、同様の貧困調査を実施したか。現状の認識はどうか。貧困状況にある子供のサインを見逃さないための取組について伺う。また、所得制限なしの学校給食費無償化（約 47 億円）・保育料第 2 子無償化（約 8.8 億円）が多額の予算を使って行われている中で、子供の貧困対策予算（約 8 億円）との比較が、憲法の理念・社会正義・財政効率の観点から優れているといえるのか市長の見解を伺う。

答弁骨子 令和 4 年度調査以降、同様の調査は行っていないが、次期子供計画（令和 7～11 年度）策定に向けた調査を実施する予定。前回調査では「経済的理由で食料が買えなかった経験のある世帯」が約 10%、「進学先を経済的理由で検討している世帯」が約 8% 存在し、継続的な貧困対策が必要と認識。子供食堂・フードリボンプロジェクト・受験料支援事業・受験対策季節講習費支援（令和 7 年 11 月新設）等に取り組んでいる。令和 8 年度の予算配分は各事業の必要性や費用対効果を検討した結果であり、適正である。

補足説明

市川市でも約 10% の家庭が「食料が買えなかった」経験を持つことが調査で判明しています。こうした困窮家庭が現に存在する一方で、高所得者世帯にも同等の恩恵を与える学校給食費無償化（47 億円）・保育料無償化（8.8 億円）が実施されています。東京大学の井堀敬博名誉教授が述べるように「限られた財政資源は最も必要としている人々に重点配分すべきであり、一律給付は政治的には人気があるが財政学的には非効率」です。財政力指数 1.08 の不交付団体として余裕があるからこそ、予算配分の優先順位をより真剣に議論すべきです。私は給食無償化・保育無償化に所得制限（例：世帯年収 640 万円以上には不適用）を設けて、浮いた財源を困窮世帯に重点配分することを提案します。全ての子供が安心して食べ、学べる社会を実現するためには、より公正で効率的な予算配分が必要です。

以上が令和 8 年 2 月議会代表質問【第 1 部】のご報告です。【第 2 部】では、子育て部分休暇制度・特定乳児等通園支援事業・介護保険制度・国民健康保険制度（子供子育て支援金）・保育料無償化・給食費無償化・予防接種事業の各議案・予算案についてご報告します。引き続きご意見・ご批判をお寄せください。

皆さまのご意見、ご要望をお聞かせください。……………
 【連絡先】〒272-8501 市川市八幡 1-1-1 市川市議会 会派「新しい流れ」控室 にしむた 勲（電話 090-7411-8978）
 isasonishimuta@gmail.com



市川市議会議員

西年田 いさお

にしむた 勲

市政報告

令和8年2月議会代表質問【第2部】では、今定例会に提案された各議案および予算案のうち、職員の子育て部分休暇制度・特定乳児等通園支援事業・介護保険制度・国民健康保険制度（子供子育て支援金）・保育料第2子無償化・学校給食費無償化・予防接種事業の各テーマについて報告します。

1. 本市職員の子育て部分休暇制度の創設について（議案第42号）

小学校に入学した後の「小1の壁」を解消するため、小学校低学年の子を持つ職員が朝夕の送迎等のために利用できる子育て部分休暇制度を新設するものです。答弁で内容を理解しましたので、確認的な要点をご報告します。

質問概要 ①制度創設の背景と必要性、②労働条件の変更と職場環境への影響、③代替要員の確保・人事管理上の課題と財政的影響、④制度の実効性と検証体制について伺う。

答弁骨子 小学校就学後の仕事と育児の両立支援のため、1日最大2時間・30分単位（または年間原則77時間30分を限度）で利用可能な無給の休暇制度を創設。千葉県は令和5年11月から、船橋市・市原市・習志野市は令和7年度に導入済み。代替要員の恒常的配置は想定せず所属内の業務調整で対応。導入後は職員アンケート等により利用状況・業務への影響等を把握・検証する予定。

補足説明

優秀な人材の確保と安定的な行政運営にも資する有益な制度と評価します。無給とすることでコスト増を抑えながら、所属内での業務調整により対応する点はバランスが取れています。導入後の実効性・職場環境への影響の検証を着実に実施されることを求めます。



2. 特定乳児等通園支援事業について（議案第47・48号）

（保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の在宅養育中の子供を一時的に施設で受け入れ、育ちを支援する「子供誰でも通園制度」の本格実施に向けた条例整備です。）

質問概要 ①国の制度改正の趣旨と本市における必要性、②基準設定の妥当性、③他自治体の先行事例と条例制定上の課題、④利用者負担と財政負担について伺う。

答弁骨子 利用対象は保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満（本市では約3,700人想定）。全ての子供の育ちを応援し保護者の働き方にかかわらない支援を強化する目的。条例は内閣府令に準拠（安全性・保育の質確保に必要十分・妥当）。利用料は子供1人1時間300円（給食利用時は別途300円）。国が費用の6/8・都道府県が1/8を負担し、市の負担は1/8の見込み。本市では既に公立保育園3園で先行実施してきた実績がある。

補足説明

在宅育児をしている親の孤立防止と子供の社会性育成の観点から意義ある制度です。市の財政負担が費用の8分の1に抑えられている点も評価できます。既に市内3か所での実績があることから、円滑な展開が期待されます。



3. 介護保険制度について（議案第50・56号）

▶今回の改正の要点

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げ（55万円→65万円）の影響を介護保険料の算定から遮断する特例措置。給与収入55万1千円～190万円未満の方で所得段階の境界付近にいる方が対象。令和8年度限りの措置で、令和9年度以降は税制改正を織り込んだ通常算定に戻る。全国の自治体で同様の対応が取られる。

質問概要 ①条例改正の提案理由にある「介護保険事業計画を適切に遂行するための」の具体的意味、②市民の税負担と介護保険料負担の増減、③令和8年度の特例措置の性質と将来的な見直しの可能性、④介護保険制度の公正性と持続可能性について伺う。

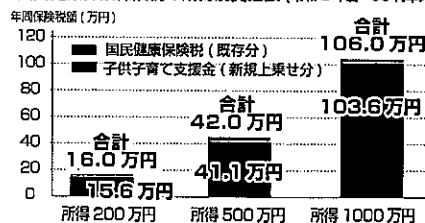
答弁骨子 給与所得控除引上げにより一部の方の合計所得金額が減少し介護保険料の所得段階が下がることで、第9期計画で見込んでいた保険料収入が減少する。この収入不足を防ぐ観点から令和8年度限りの特例措置を講じる。個人市民税は減少する一方、介護保険料は特例措置により令和7年度と同額を維持。令和9年度以降は特例措置を講じる予定なし。介護予防による健康寿命延伸と介護保険事業財政調整基金の活用で持続可能性を確保する。

補足説明

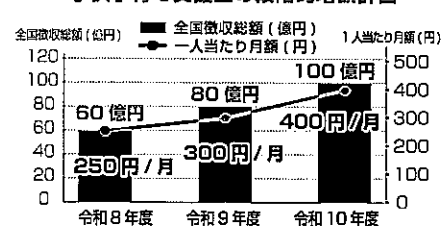
国の税制改正の影響を受けた技術的な整備であり、内容を理解しました。令和8年度限りの措置であること、令和9年度以降は通常算定に戻ることも確認しました。介護保険制度全体の持続可能性については、給付費の増大傾向を踏まえ、引き続き注視してまいります。

4. 国民健康保険制度について（議案第51・55・60号）

国民健康保険保険税の所得別負担額（令和8年度・50代単身世帯）



子供子育て支援金の段階的増額計画



質問概要 ①国民健康保険加入世帯の負担の実態を所得階層別に示してほしい。今回新たに子供子育て支援金を付加することの妥当性はどうか。②支援金の段階的増額と将来の負担見直しについて。③支援金の少子化対策としての効果について。④いわゆる「国民健康保険逃れ」の実態把握と対策について。⑤外国人による国民健康保険の不適正利用と対策について。また、今議案が否決された場合の影響について伺う。

答弁骨子 所得別の年間国保税額（令和8年度）：所得200万円→16万円、500万円→42万円、1,000万円→106万円（いずれも50代単身世帯）。うち子供子育て支援金は各4,000円・9,000円・2万4,000円。子供子育て支援金は全ての医療保険料に上乗せされる社会全体での子育て支援の仕組み。段階的増額：全国徴収総額は令和8年度6,000億円→9年度8,000億円→10年度1兆円。1人当たり月額は250円→300円→400円（11年度以降は未提示）。国保逃れについては、社会保険加入者の情報を調査する権限がなく実態把握は困難。外国人の医療目的加入は現時点で本市では確認されていない。今議案が否決されても、市は県への納付義務（約2億9,000万円）を負い、一般会計からの法定外繰入等で対応が必要になる。

補足説明

私自身も国民健康保険の加入者として、その負担の重さを実感しています。所得1,000万円で年106万円という保険税は、他の医療保険と比較しても極めて高負担です。子供子育て支援金については、少子化の主因が「結婚していない人が増えていること」（山口慎太郎・東京大学教授）であり、既婚夫婦の出生力率は約1.9と比較的安定していることを踏まえれば、保育無償化・給食無償化・育休支援等の既婚世帯支援策の拡充が出生率を押し上げる効果は限定的との指摘があります。すでに制度疲労を起こしている国保にさらに負担を上乗せすることへの市民の疑問は当然です。国保逃れ問題については、関係機関（税務署・年金機構等）との情報共有を国に求めるよう、市からの働きかけを求めます。



市川市議会議員

西年田 いさお

にしむた 勲

市政報告

令和8年2月議会代表質問【第2部】では、今定例会に提案された各議案および予算案のうち、職員の子育て部分休暇制度・特定乳児等通園支援事業・介護保険制度・国民健康保険制度（子供子育て支援金）・保育料第2子無償化・学校給食費無償化・予防接種事業の各テーマについて報告します。

1. 本市職員の子育て部分休暇制度の創設について（議案第42号）

小学校に入学した後の「小1の壁」を解消するため、小学校低学年の子を持つ職員が朝夕の送迎等のために利用できる子育て部分休暇制度を新設するものです。答弁で内容を理解しましたので、確認的な要点をご報告します。

質問概要 ①制度創設の背景と必要性、②労働条件の変更と職場環境への影響、③代替要員の確保・人事管理上の課題と財政的影響、④制度の実効性と検証体制について伺う。

答弁骨子 小学校就学後の仕事と育児の両立支援のため、1日最大2時間・30分単位（または年間原則77時間30分を限度）で利用可能な無給の休暇制度を創設。千葉県は令和5年11月から、船橋市・市原市・習志野市は令和7年度に導入済み。代替要員の恒常的配置は想定せず所属内の業務調整で対応。導入後は職員アンケート等により利用状況・業務への影響等を把握・検証する予定。

補足説明

優秀な人材の確保と安定的な行政運営にも資する有益な制度と評価します。無給とすることでコスト増を抑えながら、所属内での業務調整により対応する点はバランスが取れています。導入後の実効性・職場環境への影響の検証を着実に実施されることを求めます。



2. 特定乳児等通園支援事業について（議案第47・48号）

（保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の在宅養育中の子供を一時的に施設で受け入れ、育ちを支援する「子供誰でも通園制度」の本格実施に向けた条例整備です。）

質問概要 ①国の制度改正の趣旨と本市における必要性、②基準設定の妥当性、③他自治体の先行事例と条例制定上の課題、④利用者負担と財政負担について伺う。

答弁骨子 利用対象は保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満（本市では約3,700人想定）。全ての子供の育ちを応援し保護者の働き方にかかわらない支援を強化する目的。条例は内閣府令に準拠（安全性・保育の質確保に必要十分・妥当）。利用料は子供1人1時間300円（給食利用時は別途300円）。国が費用の6/8・都道府県が1/8を負担し、市の負担は1/8の見込み。本市では既に公立保育園3園で先行実施してきた実績がある。

補足説明

在宅育児をしている親の孤立防止と子供の社会性育成の観点から意義ある制度です。市の財政負担が費用の8分の1に抑えられている点も評価できます。既に市内3か所での実績があることから、円滑な展開が期待されます。



3. 介護保険制度について（議案第50・56号）

今回の改正の要点

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げ（55万円→65万円）の影響を介護保険料の算定から遮断する特例措置。給与収入55万1千円～190万円未満の方で所得段階の境界付近にいる方が対象。令和8年度限りの措置で、令和9年度以降は税制改正を織り込んだ通常算定に戻る。全国の自治体で同様の対応が取られる。

質問概要 ①条例改正の提案理由にある「介護保険事業計画を適切に遂行するための」の具体的意味、②市民の税負担と介護保険料負担の増減、③令和8年度の特例措置の性質と将来的な見しんの可能性、④介護保険制度の公正性と持続可能性について伺う。

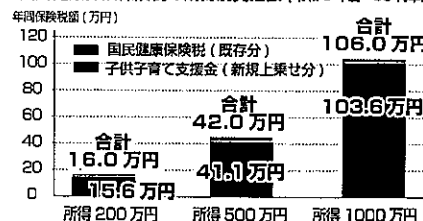
答弁骨子 給与所得控除引上げにより一部の方の合計所得金額が減少し介護保険料の所得段階が下がることで、第9期計画で見込んでいた保険料収入が減少する。この収入不足を防ぐ観点から令和8年度限りの特例措置を講じる。個人市民税は減少する一方、介護保険料は特例措置により令和7年度と同額を維持。令和9年度以降は特例措置を講じる予定なし。介護予防による健康寿命延伸と介護保険事業財政調整基金の活用で持続可能性を確保する。

補足説明

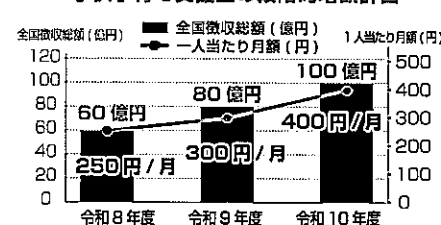
国の税制改正の影響を受けた技術的な整備であり、内容を理解しました。令和8年度限りの措置であること、令和9年度以降は通常算定に戻ることも確認しました。介護保険制度全体の持続可能性については、給付費の増大傾向を踏まえ、引き続き注視してまいります。

4. 国民健康保険制度について（議案第51・55・60号）

国民健康保険税の所得別負担額（令和8年度・50代単身世帯）



子供子育て支援金の段階的増額計画



質問概要 ①国民健康保険加入世帯の負担の実態を所得階層別に示してほしい。今回新たに子供子育て支援金を付加することの妥当性はどうか。②支援金の段階的増額と将来の負担見通しについて。③支援金の少子化対策としての効果について。④いわゆる「国民健康保険逃れ」の実態把握と対策について。⑤外国人による国民健康保険の不適正利用と対策について。また、今議案が否決された場合の影響について伺う。

答弁骨子 所得別の年間国保税額（令和8年度）：所得200万円→16万円、500万円→42万円、1,000万円→106万円（いずれも50代単身世帯）。うち子供子育て支援金は各4,000円・9,000円・2万4,000円。子供子育て支援金は全ての医療保険料に上乗せされる社会全体での子育て支援の仕組み。段階的増額：全国徴収総額は令和8年度6,000億円→9年度8,000億円→10年度1兆円。1人当たり月額250円→300円→400円（11年度以降は未提示）。国保逃れについては、社会保険加入者の情報を調査する権限がなく実態把握は困難。外国人の医療目的加入は現時点で本市では確認されていない。今議案が否決されても、市は県への納付義務（約2億9,000万円）を負い、一般会計からの法定外繰入等で対応が必要になる。

補足説明

私自身も国民健康保険の加入者として、その負担の重さを実感しています。所得1,000万円で年106万円という保険税は、他の医療保険と比較しても極めて高負担です。子供子育て支援金については、少子化の主因が「結婚していない人が増えていること」（山口慎太郎・東京大学教授）であり、既婚夫婦の出生力率は約1.9と比較的安定していることを踏まえれば、保育無償化・給食無償化・育休支援等の既婚世帯支援策の拡充が出生率を押し上げる効果は限定的との指摘があります。すでに制度疲労を起こしている国保にさらに負担を上乗せすることへの市民の疑問は当然です。国保逃れ問題については、関係機関（税務署・年金機構等）との情報共有を国に求めるよう、市からの働きかけを求めます。

様式第 9 号（第 6 条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号														
				1 — 2														
支 出 項 目		1 資料作成費		令和 8 年 3 月 3 0 日 起票														
支 払 金 額		<table><tr><td>金</td><td>額</td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>5</td><td>3</td><td>3</td><td>6</td><td>円</td></tr></table>						金	額		¥	1	0	5	3	3	6	円
金	額		¥	1	0	5	3	3	6	円								
内 容		オンライン市民アンケート作成費用（¥8,778×12カ月）				按分割合	1 0 0 %											
《領収書添付欄》																		

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年4月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年4月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/04/02 ~ 2025/05/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年5月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年5月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/05/02 ~ 2025/06/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年6月2日
[redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年6月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/06/02 ~ 2025/07/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年7月2日
支払い方法 [redacted]

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年7月2日に ¥8,778 を領収いたしました

	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/07/02 ~ 2025/08/02	1	¥8,778	¥8,778
	小計		¥8,778
	合計		¥8,778
	支払い金額		¥8,778

領収書



請求書番号 [Redacted]
支払い日 2025年8月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[Redacted]

2025年8月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/08/02 ~ 2025/09/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[Redacted]	2025年8月2日	¥8,778	[Redacted]

領収書



請求書番号 [redacted]
支払い日 2025年9月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年9月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/09/02 ~ 2025/10/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[redacted]	2025年9月2日	¥8,778	[redacted]

領収書



請求書番号 [Redacted]
支払い日 2025年10月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[Redacted]

2025年10月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/10/02 ~ 2025/11/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[Redacted]	2025年10月2日	¥8,778	[Redacted]

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2025年11月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年11月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
公聴プラン 2025/11/02-2025/12/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[redacted]	2025年11月2日	¥8,778	[redacted]

領収書



請求書番号 [redacted]
支払い日 2025年12月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2025年12月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2025/12/02 ~ 2026/01/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[redacted]	2025年12月2日	¥8,778	[redacted]

領収書



請求書番号 [Redacted]
支払い日 2026年1月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[Redacted]

2026年1月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
政策公聴プラン 2026/01/02 ~ 2026/02/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[Redacted]	2026年1月2日	¥8,778	[Redacted]

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2026年2月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2026年2月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
公聴プラン 2026/02/02-2026/03/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[redacted]	2026年2月2日	¥8,778	[redacted]

(

領収書



請求書番号 [redacted]
領収書番号 [redacted]
支払い日 2026年3月2日

issues Co., Ltd.
〒145-0071
東京都
大田区
田園調布2-4-18
日本
politician-contact@the-issues.jp

請求先
西牟田 勲
[redacted]

2026年3月2日に ¥8,778 を領収いたしました

説明	数量	単価	金額
公聴プラン 2026/03/02-2026/04/02	1	¥8,778	¥8,778
小計			¥8,778
合計			¥8,778
支払い金額			¥8,778

支払い履歴

支払い方法	日付	支払い金額	領収書番号
[redacted]	2026年3月2日	¥8,778	[redacted]



Issues

くらしの悩みをみんなで解決



新たな美術館設立計画に賛成ですか？反対ですか？

市長は市役所に美術館構想担当室を設け、本市に新たに美術館を設立する計画を明らかにしています。上野には、日本屈指の国立西洋美術館や東京都美術館があるにもかかわらず、多額の予算を投じて本市に美術館を設立する是非についてご意見をお寄せください。



市川市議

にしむた 熱さんに届きます

このトピックは以下にお住まいの方専用です
市川市





もっとお金にゆとりを持って暮らせる街に してほしい

市川市は国からの交付金に頼らないほど税収があります。地方税である住民税、固定資産税は、市独自の判断で条例を改正することにより、減税も可能です。地方税減税の是非についてご意見をお寄せください。



市川市議

にしむた 勲さんに届きます

このトピックは以下にお住まいの方専用です
市川市

👍 賛成

😞 反対

様式第 9 号（第 6 条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号													
				1 - 3													
支 出 項 目	1 資料作成費		令和 8 年 3 月 3 0 日 起票														
支 払 金 額	<table><tr><td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td>¥</td><td>9</td><td>2</td><td>1</td><td>8</td><td>4</td><td>円</td></tr></table>						金	額			¥	9	2	1	8	4	円
金	額			¥	9	2	1	8	4	円							
内 容	議会質問短縮動画作成費用（¥15,364×6カ月）				按分割合	1 0 0 %											
《領収書添付欄》 別紙✓																	

領 収 書

西牟田 勲

御中

No.

発行日 2025/9/10

金額

¥15,364

(税込)

但 ショート動画編集月額費用 (8月分)

として

上記正に領収いたしました。

電子領収書に
つき印紙不要

内 訳

税抜金額

¥13,967

消費税等

¥1,397

株式会社ACP

〒983-0005

宮城県仙台市宮城野区福室2-8-1

領 収 書

西牟田 勲

御中

No.

発行日 2025/9/10

金額

¥15,364

(税込)

但 ショート動画編集月額費用 (9月分)

として

上記正に領収いたしました。

電子領収書に
つき印紙不要

内 訳

税抜金額

¥13,967

消費税等

¥1,397

株式会社ACP

〒983-0005

宮城県仙台市宮城野区福室2-8-1

領 収 書

西牟田 勲

御中

No.

発行日 2025/11/17

金額

¥15,364

(税込)

但 ショート動画編集月額費用 (10月分)

として

上記正に領収いたしました。

電子領収書に
つき印紙不要

内 訳

税抜金額 ¥13,967

消費税等 ¥1,397

株式会社ACP

〒983-0005

宮城県仙台市宮城野区福室2-8-1

領 収 書

西牟田 勲

御中

No.

発行日 2025/11/17

金額

¥15,364

(税込)

但 ショート動画編集月額費用 (11月分)

として

上記正に領収いたしました。

電子領収書に
つき印紙不要

内 訳

税抜金額

¥13,967

消費税等

¥1,397

株式会社ACP

〒983-0005

宮城県仙台市宮城野区福室2-8-1

領 収 書

発行日：2026年03月02日
(電子領収書につき収入印紙不要)

西牟田 勲 様

株式会社EIM

〒983-0005
宮城県仙台市宮城野区福室
福室マンション314号

領収金額

¥15,364-

但 動画制作サービス月額費用（2026年2月分）として
上記正に領収いたしました

領 収 書

発行日：2026年03月31日
(電子領収書につき収入印紙不要)

西牟田勲 様

株式会社EIM

〒983-0005

宮城県仙台市宮城野区福室2

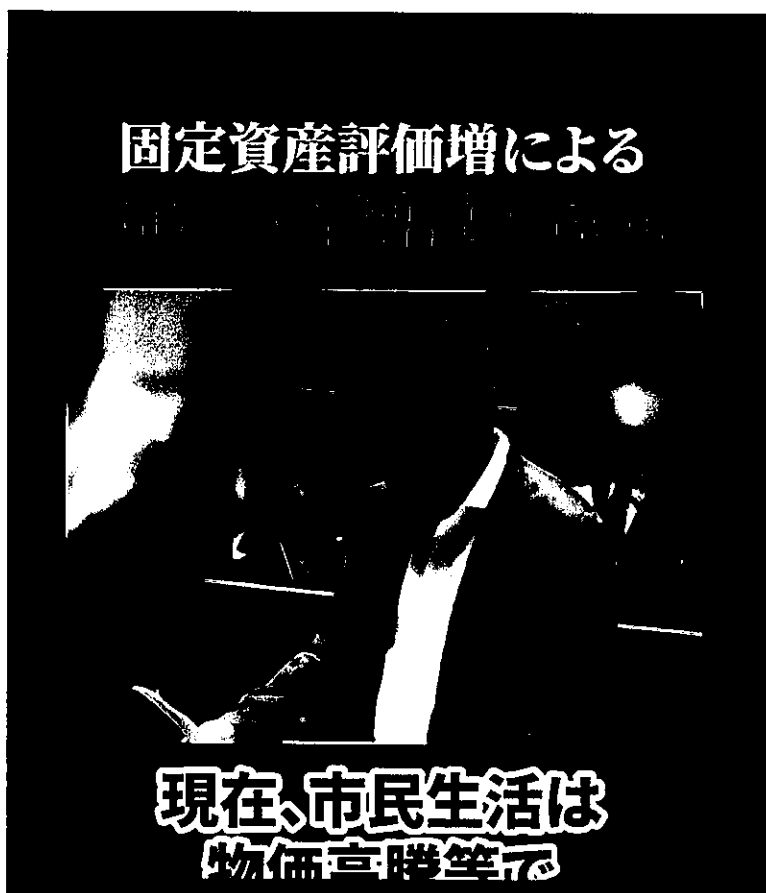
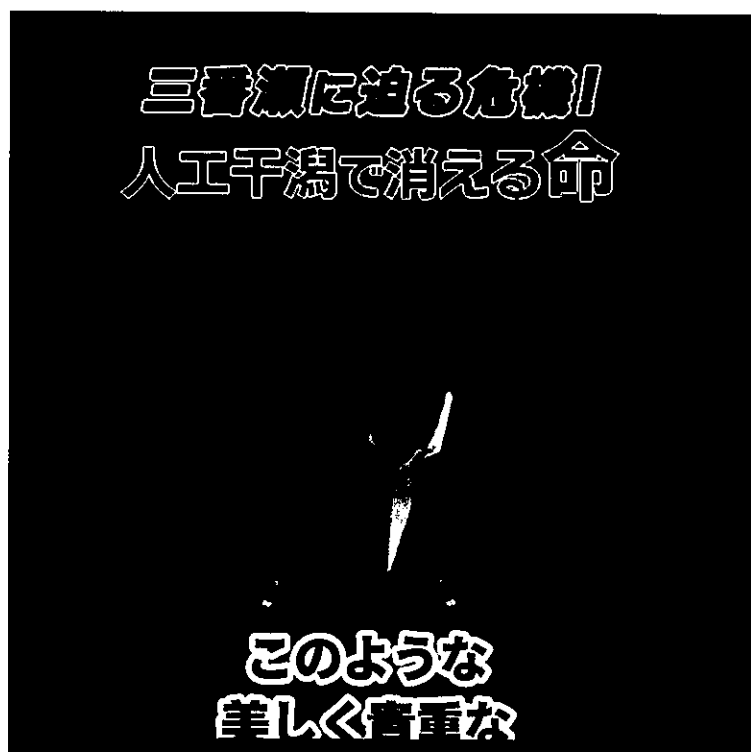
福室マンション314号

領収金額

¥15,364-

但 動画制作サービス月額費用（2026年3月分）として
上記正に領収いたしました

ホームページなく、メール添付のみ。
→URLなし。



様式第 9 号（第 6 条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号													
				4 - 1													
支 出 項 目	調査研修費			令和 7 年 7 月 1 6 日 起票													
支 払 金 額	<table><tr><td>金</td><td>額</td><td></td><td></td><td>¥</td><td>5</td><td>6</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>円</td></tr></table>						金	額			¥	5	6	1	2	2	円
金	額			¥	5	6	1	2	2	円							
内 容	千歳市、札幌市視察（千歳市半導体事業を軸とした地域活性化案、札幌市グリーントランスフォーメーションの取り組み、札幌海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）				按分割合	1 0 0 %											
《領収書添付欄》																	

様式例 1

市外出張旅費明細書

出張者氏名 (1名)	にしむた 勲	
日 時	令和7年7月17日(木)～18日(金)	
場 目 所 的	千歳市(北海道の半導体事業を軸とした地域活性化案について) 札幌市(①グリーントランスフォーメーションの取り組みについて ②札幌海外企業受入ワンストップ窓口(STEP)について)	
旅 費 額	運 賃	4,582 円
	特急料金	0 円
	日 当 (1日3,300円)	6,600 円
	宿泊料 (1泊16,500円)	16,500 円
	その他(バス等)	28,440 円
	一人あたり合計額	56,122 円
	総額(1名分)	56,122 円
備 考	旅程別紙のとおり	



ジェットスター・ジャパン株式会社
千葉県成田市成田国際空港第3ターミナル内

登録番号: T 3040001076850

ジェットスター ご請求明細兼領収書

発行日: 2026年4月23日

お客様情報

連絡先

西牟田 勲

ご予約番号: FL958M

ご利用いただきありがとうございます。

発行日: 2026年4月23日

〒, Japan

ご請求明細

内訳	消費税率	税抜価格	消費税(10%)	税込価格
座席指定料金	10%	¥2809	¥281	¥3090
支払手数料	10%	¥1255	¥125	¥1380
旅客施設使用料	10%	¥1382	¥138	¥1520
運賃	10%	¥20164	¥2016	¥22180
合計金額		¥25610 JPY	¥2560 JPY	¥28170 JPY

領収内容

2025年6月30日

お支払い方法: JCB Card

領収額: ¥28170.00 (JPY)

*オーストラリアではGSTが適用されます
*ニュージーランドではGSTが適用されます
*ベトナムではVATが適用されます
*日本では消費税が適用されます

hik*****

Opt (利用登録)

初回購入限定、アプリで使えるお得なクーポン

このバーコードを自動チェックイン機でスキャンしてください



ご予約番号

FL958M

予約の確認 変更

チェックイン

これは搭乗券ではありません

フライトスケジュール

旅程表発行日:
2025年6月30日

お客様氏名

名前 MR ISAO NISHIMUTA
住所 na, na, na, na, 2720021, Japan

請求金額: ¥28170 (JPY) 受領済

搭乗手続きはオンラインでの手続きがお勧めです。
手軽で簡単かつ非接触型のオンラインチェックインは、出発予定時刻の48時間前からご利用いただけます。

オンラインチェックイン

オンラインチェックインがご利用いただけない場合は、6桁のご予約番号をお手元にご用意の上、空港のチェックインカウンターまたはKIOSK（自動チェックイン機）にて**所定の時刻**までに搭乗手続きをお済ませください。

フライト

ご予約日: 2025年6月30日

日付	便名	出発	到着
2025年7月17日(木) 09:55 <u>フライトの変更</u>	GK125 Airbus A320 Starler 飛行時間: 1時間45分	東京 (成田) 2025年 7月17日 (木) 09:55 成田国際空港 第3ターミナル	札幌 2025年 7月17日 (木) 11:40 新千歳空港 国内線ターミナルビル

搭乗者:	座席:	機内持込手荷物:	受託手荷物:	その他:
MR ISAO NISHIMUTA	(13A)	7kg (追加)	0kg (追加)	下記参照

日付	便名	出発	到着
2025年7月18日(金) 19:45 <u>フライトの変更</u>	GK118 Airbus A321neo Starler 飛行時間: 1時間40分	札幌 2025年 7月18日 (金) 19:45 新千歳空港 国内線ターミナルビル	東京 (成田) 2025年 7月18日 (金) 21:25 成田国際空港 第3ターミナル

搭乗者:	座席:	機内持込手荷物:	受託手荷物:	その他:
MR ISAO NISHIMUTA	(1C)	7kg (追加)	0kg (追加)	下記参照

注: 表示時刻は各空港の現地時刻です。

空港の発着案内において、ジェットスター・ジャパンの航空会社コードはGKもしくはJJPで表示されます。
運航航空会社: ジェットスター・ジャパン(JJP)

チェックイン (ジェットスター・ジャパン)

Flight #1: 東京 (成田) > 札幌
Flight #2: 札幌 > 東京 (成田)

出発2時間前

空港カウンターチェックイン/
機内手荷物預け受付完了
※出発30分前まで受付

出発1時間前

保安検査場にお越しください

出発30分前

搭乗ゲートにお越しください
※出発15分前まで受付

出発

お手荷物について

エコノミークラス: 機内にお持ち込みいただけるのは、キャリーケースなどのお手荷物1個とハンドバッグなどのお手回り品1個の計2個、合計7kg*までです。
機内持込手荷物は、各辺が次のサイズを超えないものとします。サイズには、ハンドル、ポケット、キャスターなど

行政視察報告書

ー 北海道千歳市「半導体事業を軸とした地域活性化」視察 ー

視察先	北海道千歳市（千歳市役所 企画部 次世代半導体拠点推進室）
所在地	北海道千歳市東雲町2丁目34番地
視察日	令和7年7月17日
調査事項	1. 次世代半導体関連事業の動きと千歳市の現状について 2. インフラ整備、企業立地環境の整備状況について 3. 千歳市の将来ビジョンについて

1. 次世代半導体関連事業の動きと千歳市の現状

（1）Rapidus（ラピダス）の概要と国家プロジェクトとしての位置づけ

Rapidus 株式会社（以下、ラピダス社）は、令和4年（2022年）8月に、キオクシア・ソニーグループ・ソフトバンク・デンソー・トヨタ自動車・NEC・NTT・三菱UFJ銀行の国内主要8社の出資を受けて設立された次世代半導体メーカーである。人工知能（AI）・スーパーコンピュータ・自動運転・データセンターなど多岐にわたる次世代産業に不可欠な2ナノメートル（nm）世代の先端ロジック半導体の国産化を目指す企業であり、経済安全保障の観点から日本の半導体産業再興を担う国家プロジェクトとして位置づけられている。

令和5年（2023年）2月に工場建設地として北海道千歳市の工業団地「千歳美々ワールド」が選定された。選定理由として、新千歳空港への近接性による物流・人材面での優位性、半導体製造に欠かせない良質で豊富な水資源、広大な敷地と将来拡張性、再生可能エネルギーのポテンシャルが高い北海道の環境特性、そして研究者や従業員が充実した生活を営める環境が挙げられた。

政府はラピダス社への支援を継続的に拡充しており、令和7年（2025年）度の支援決定により、政府の累計支援額は上限1兆7,225億円に達した。さらにその後も追加支援が決定され、総支援額は約2.9兆円規模に拡大する方向であり、7兆円規模の総投資が見込まれる国家的な一大プロジェクトとなっている。

（2）IIM-1の建設・稼働状況と最新の技術的成果

ラピダス社の半導体製造工場はIIM（Innovative Integration for Manufacturing、イーム）と命名されている。従来の「ファブ」に代わる同社独自の呼称であり、「全く新しい半導体のモノづくりを目指す」との理念が込められている。千歳美々ワールドの約65ヘクタールの用地を起点として令和5年9月1日に起工式が執り行われ、工場建設が開始された。最終的には約100ヘクタールの敷地に3～4棟の工場を建設し、研究開発を含めて5兆円規模の投資が見込まれている。

令和6年(2024年)12月には、オランダASML社製のEUV(極端紫外線)露光装置をはじめとする世界最先端の半導体製造装置が200台以上搬入・設置され、令和7年(2025年)4月1日には2nmクラスの先端半導体に向けた試作ライン(パイロットライン)の稼働が正式に開始された。ラピダス社の小池淳義社長は、EUV露光装置の搬入から「わずか3カ月でEUVの露光が成功したのは世界に例がない」と述べており、驚異的なスピードで技術開発が進んでいる。

本視察の直前日に当たる令和7年(2025年)7月18日には、ラピダス社が取引先・パートナー企業を千歳市に集めたカスタマーイベントを開催し、IIM-1の試作ラインで製造した回路線幅2nmのGAA(ゲート・オール・アラウンド)トランジスタの動作確認を正式に発表した。同社は「顧客の設計に基づく量産を本格的に進める上でのマイルストーンになる」と位置づけており、2027年の量産開始に向けた大きな前進として国内外から注目を集めている。また同社は後工程の研究開発拠点として、IIMに隣接するセイコーエプソン株式会社千歳事業所内に「Rapidus Chiplet Solutions(RCS)」を設置しており、前工程・後工程が一体となった拠点形成が着実に進んでいる。

(3) 関連企業の集積状況と千歳市の現状

ラピダス社の立地決定を受け、装置メーカー・工場インフラ・物流・倉庫・オフィス等の分野から関連企業の集積が急速に進んでいる。市が実施した立地意向調査では、道外の計59社から「千歳市への立地を検討中」との回答があり、これまでに37社が立地を決定済みである。また、令和7年(2025年)4月には「第1回ちとせ半導体関連企業交流会」が開催され、産業エコシステムの形成に向けた官民の連携が深まっている。

まちづくりの面でも大きな変化が生じており、JR千歳駅周辺では民間によるオフィスビル・賃貸住宅・ホテル・物流倉庫の建設ラッシュが続いている。日本エスコン・CBRE・鹿島建設などの大手企業も千歳市内で不動産投資・物流施設開発に乗り出しており、千歳市への投資マインドは急速に高まっている。一方で用地不足が深刻な課題として浮上しており、市内の市街化区域に編入できる土地は限られているのが現状である。千歳市の人口は令和7年2月時点で約9万7,000人であるが、2036年には10万2,000人規模への増加が見込まれている。

2. インフラ整備・企業立地環境の整備状況

(1) 道路・水道等の基幹インフラ整備

ラピダス社が立地した千歳美々ワールドは、工業団地として粗造成はされていたものの、立地企業の意向に合わせるオーダーメイド式の分譲地であり、当初は原野の地形のままであった。そのため工場建設には道路・水道など基幹インフラの一から整備が必要であった。多額の整備費用を確保するため千歳市が国に要望を行った結果、新たに「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」が創設され、事業費の概ね2分の1程度の補助を受けられることになった。令和7年(2025年)1月には美々地区への水道管布設工事の通水式が挙行され、工場稼働に不可欠な水道インフラが整備された。道路については空港周辺の幹線道路整備も進められており、IIM建設現場への通勤車両は原則シャトルバスによる輸送とし、工事車両の集中を緩和する取り組みにより交通渋滞への対策も実施されている。

（２）新工業団地の造成と企業受入体制

ラピダス社の立地を受けた関連企業の集積需要に対応するため、千歳市は JR 南千歳駅近隣の柏台地区に約 45 ヘクタールの新工業団地を整備する計画を進めている。約 12～19 ヘクタールの 3 区画を用意し、令和 9 年（2027 年）度に造成工事に着手、令和 10 年（2028 年）度から一部分譲開始を目指している。また既存の工業団地においても物流倉庫の建設需要が高まっており、供給体制の充実が急務となっている。半導体製造装置などの精密機器を空輸する際の物流倉庫の不足も課題として指摘されており、民間事業者と連携しながら受入環境の整備が進んでいる。

（３）人材育成・研究機能の整備

千歳市には公立千歳科学技術大学が立地しており、周辺には北海道大学をはじめとする高等教育機関も充実している。市は「次世代半導体をトリガーとした半導体の複合拠点の実現と地域経済の活性化」事業について、地方大学・地域産業創生交付金の採択を受けており、大学との連携による人材育成機能の強化が進んでいる。ただし、北海道内で育成される理系人材の多くが道外へ流出しており、半導体関連産業のみならず各業種で人材確保が深刻な課題となっている。ラピダス社もベルギーの imec（研究機関）や米国 IBM との技術提携を通じて海外で技術者を養成しており、国際的な人材確保・育成が並行して進められている。

（４）住宅・生活環境の整備

ラピダス社及び関連企業の従業員・研究者等の居住ニーズに対応するため、市は住宅地の需要動向を注視しながら市街化区域の拡大を段階的に進めている。令和 5・6 年度には北信濃地区の一部等が市街化区域に編入されたほか、民間事業者による賃貸住宅の供給も増加している。JR 千歳駅周辺の中心市街地では、2036 年の中心市街地人口が現在比で約 2,400 人増加すると推計されており、商業施設・医療機関・教育機関の充実など市民生活全般を支える都市機能の整備が急がれている。なお、外国人居住者の増加も見込まれることから、多文化共生に向けた行政・医療サービスの充実も喫緊の課題として認識されている。

3. 千歳市の将来ビジョン

（１）「千歳市将来ビジョン」の概要

千歳市は令和 7 年（2025 年）2 月 7 日に「千歳市将来ビジョン」を公開した。ラピダス社立地による産業・人口構造等の変化を踏まえ、将来に向けたまちづくりを進めるための指針として策定されたものであり、日本語・英語の両版が作成されている点からも、国際都市としての自覚が読み取れる。

本ビジョンの目指すまちのコンセプトは「技術と自然が調和する未来都市」であり、次世代半導体産業を核として、多様な産業と人材が集積し世界に開かれた国際的なテクノロジー都市としての発展を目指している。市内のまちづくりの動向を「中心市街地及びその周辺地域」と「IIM 建設地や空港などを含む空港周辺地域」の 2 つのエリアに分けて分析・整理しており、各エリアの特性に応じた施策の方向性が示されている。

（２）中心市街地エリアのビジョン

JR 千歳駅を中心とした中心市街地エリアでは、半導体関連企業・研究者・従業員等の居住・就業ニーズを取り込みながら、市街地の賑わいを創出することが目標として掲げられている。商業施設の充実と人口増加による更なる賑わいの創出、ウォークアブルな歩行者中心のまちなみ形成、市民サービスの充実などが主要施策として位置づけられている。具体的には、民間によるオフィスビル・ホテル・商業施設の開発促進、JR 千歳駅周辺のアクセス環境の改善、公共交通ネットワークの充実などが想定されている。

（３）空港周辺エリアのビジョン

空港周辺エリアでは、半導体製造拠点を核として多様な産業が集積し、多くの人が訪れ・住む賑わいの場とすることを目指している。具体的には、ラピダス社の量産ラインへの移行に伴う IIM-2 以降の新棟建設、関連産業・物流・研究機能のさらなる集積、新千歳空港の機能強化（新たな滑走路整備を含む）と周辺地区における新たな土地利用・交通ネットワークの構築などが主要課題として整理されている。また北海道全体を視野に入れた「北海道バレー構想」（苫小牧・千歳・札幌・石狩を南北一帯でデジタル・再エネ産業の集積拠点とする構想）とも連動し、千歳市が道内産業集積の核となることが期待されている。

（４）課題認識と今後の展望

ビジョンの実現に向けた課題として、担当者からは以下の点が示された。第一に用地不足の問題であり、工業団地・住宅地・商業地のいずれにおいても開発可能な用地が逼迫しており、市街化区域の段階的拡大と新工業団地の早期造成が急務となっている。第二に電力・水道等のインフラ供給能力の確保であり、半導体製造は大量の電力と超純水を必要とするため、水源開発や電力供給体制の強化が引き続き必要とされている。第三に人材の確保・定着であり、理系人材の道外流出を食い止めるとともに、国内外から優秀な技術者・研究者を千歳市に引き付ける生活環境・教育環境の整備が不可欠である。

第四に、産業集積の加速と市民生活のバランスの確保という課題がある。現状では企業誘致とインフラ整備に重点が置かれており、市民向けの生活環境整備・公園整備・多文化共生支援・脱炭素施策など、市民の日常生活の質向上に資する施策の具体化・加速が求められている。ビジョンには自動運転・スマートインフラの導入なども掲げられているが、これらの実現には中長期的な取り組みが必要であり、産業発展と市民生活の両立を意識した計画の具体化が今後の鍵となる。

4. まとめと市川市政への示唆

今回の千歳市役所における「半導体事業を軸とした地域活性化」に関するレクチャーを通じ、先端産業誘致による地域活性化政策について多くの示唆を得た。

第一に、大型先端産業の立地は、単一企業の効果にとどまらず、関連産業の集積・人口増加・不動産投資・インフラ整備需要の拡大など、地域全体の経済構造を根本から変える力を持つことを改めて確認した。本視察の当日、ラピダス社は世界最先端の 2nm 半導体の試作動作確認を発表したばかりであり、千歳市が歴史的な転換点にあることを肌で感じた。

第二に、インフラ整備における国との連携・財源確保の重要性である。新たな交付金制度の創設要望から実現に至った千歳市の姿勢は、行政が大型プロジェクトに主体的に向き合い、国・道・市が一体となって取り組む必要性を示している。市川市においても、大規模開発や産業誘致に際して国の補助・交付金制度を積極的に活用する戦略的な財源確保の視点が重要であることを再認識した。

第三に、産業集積が急速に進む一方で、住宅・生活環境・教育・多文化共生・脱炭素といった市民生活の質に直結する施策の整備が追いつかないという課題は、急成長する都市が共通して直面する問題である。市川市においても、産業振興・人口誘致施策と生活環境整備を同時並行で推進し、「住みたいまち・働きたいまち」としての魅力を総合的に高める視点が不可欠と感じた。

第四に、経済安全保障という国家的課題と地方自治体の産業政策が直結するという新しい時代の到来を実感した。次世代半導体はAI・自動運転・量子コンピュータなど未来産業の基盤技術であり、その国産化は日本全体の国際競争力に関わる。千歳市の挑戦から、地方都市が国家戦略の中に積極的に位置づけられ、地域活性化と国益を結びつける大胆な政策立案の重要性を強く感じた。今回の視察で得た知見を今後の議会活動に活かし、市川市の産業振興・都市づくり政策への提言に役立てていきたい。

ー 北海道札幌市「グリーントランスフォーメーションの取り組み」視察 ー

視察先	北海道札幌市（市長政策室 GX 推進担当）
所在地	北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所）
視察日	令和 7 年 7 月 1 8 日
調査事項	1. グリーントランスフォーメーション取り組みの経緯 2. GX 金融・資産運用特区について 3. 今後の課題と展望

1. グリーントランスフォーメーション取り組みの経緯

（1）GX とは何かー国家政策としての背景

GX（グリーントランスフォーメーション）とは、石炭・石油等の化石燃料中心の経済・社会・産業構造を、太陽光・風力・水素等のクリーンエネルギー中心へと移行させ、経済社会システム全体を変革することで、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立を目指す取り組みである。日本政府は 2050 年までのカーボンニュートラル実現を国際公約として掲げており、2023 年度には「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（GX 推進法）」を成立させた。さらに、令和 7 年（2025 年）2 月には「GX2040 ビジョン」を閣議決定し、10 年間で 150 兆円超の官民 GX 投資の実現を目指す方針を示している。GX 経済移行債を活用した 20 兆円規模の先行投資支援、2026 年度からの本格稼働が予定されるカーボンプライシング（企業間排出量取引）、2028 年度からの化石燃料賦課金など、多層的な政策パッケージが整備されつつある。

（２）北海道・札幌市が GX に取り組む背景と経緯

北海道は、風力・太陽光・地熱・水力など再生可能エネルギーのポテンシャルが国内随一の地域である。洋上風力発電の国内案件形成目標 45GW のうち、北海道が 15GW（全国の約 3 分の 1）を占めると見込まれており、風力・太陽光・地熱いずれも全国最上位水準にある。こうした圧倒的な自然エネルギーの優位性を産業集積・経済活性化に直結させることが、北海道・札幌市にとって喫緊の政策課題となっていた。

令和 5 年（2023 年）4 月、G7 大臣会合が札幌で開催された機会を捉え、北海道・札幌市は「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発表した。この宣言は、脱炭素を通じたエネルギーの地産地消・道内経済の活性化、ひいては日本及び世界の GX への貢献を高らかに表明するものであり、国内外への発信として大きなインパクトを与えた。

同年 6 月、この機運をさらに高めるため、北海道と札幌市は道・市をはじめ産学官金の 21 機関により構成されるコンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」を設立した。北海道が持つ国内随一の再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、GX 産業集積と、それを支える金融機能の強化集積を「両輪」で進め、アジア・世界の「金融センター」を実現するという高い目標を掲げた組織である。この「Team Sapporo-Hokkaido」を推進母体として、GX に向けた洋上風力・水素・蓄電池・データセンターなど「8 つの GX プロジェクト」の推進、海外投資家への積極的なプロモーション、規制緩和の提案などが本格的に動き出した。

また、ラピダス社の千歳市への立地決定（令和 5 年 2 月）に象徴される次世代半導体・AI の計算基盤の集積も、GX と表裏一体の取り組みとして位置づけられている。データセンターの大規模な電力需要を再生可能エネルギーで賄うという構造により、GX と AI が一体的に推進される北海道固有の産業ビジョンが形成されつつある。

2. GX 金融・資産運用特区について

（１）特区の指定経緯と制度概要

政府は「資産運用立国実現プラン」の一環として、金融・資産運用会社の新規参入や業務拡充を通じて海外投資資金を呼び込み、スタートアップ等の成長分野へ十分な資金が供給される環境を実現するため、「金融・資産運用特区」の対象地域を全国 4 都市に限定して選定することとした。北海道・札幌市はこの好機を捉え、令和 6 年（2024 年）1 月に「北海道・札幌 GX 金融・資産運用特区」の指定を国に提案した。

令和 6 年 6 月 4 日、金融庁が公表した「金融・資産運用特区実現パッケージ」において、北海道・札幌市が全国 4 地域の一つとして対象地域に決定された。さらに同月 26 日には、北海道（札幌市を含む全域）が「国家戦略特別区域」に新たに指定され、GX・金融分野にとどまらず幅広い分野での規制改革が可能な制度的基盤が確立された。その後、GX に加えて AI の計算基盤となる次世代半導体・データセンターの集積という新たな政策軸も加わったことから、特区のコンセプト・名称を「北海道・札幌 GX/AI 金融・資産運用特区」へと発展的に改称した。

（２）主な規制改革・支援施策の整備状況

特区の活用により、海外企業・金融機関の参入を促すための各種施策が段階的に整備されてきた。令和 6 年 10 月には、海外企業の札幌進出にあたっての会社設立手続・家族を含む生活面の相談・英語対応をワンストップで提供する「札幌海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）」を開設した。令和 7 年 2 月には同窓口を「拠点開設サポートオフィス」として機能強化し、外国人銀行口座の開設支援、法人設立に伴う各種行政手続の英語対応（商業登記・定款認証・厚生年金・雇用保険等）が整備された。行政サービスの英語対応については、区役所での住民登録・印鑑登録手続の英語対応（令和 6 年 5 月～全区役所）や医療通訳（32 言語・電話対応）なども順次充実させている。

税制面では、北海道と札幌市が連携し、GX 事業及び関連金融事業を対象とした地方税（法人道民税・市民税・固定資産税等）の課税の特例制度（GX 推進税制）が令和 7 年 4 月 1 日から施行された。GX 事業については対象部分について 5 年目までは毎年度最大で全額が免除されるなど、国内外の企業にとって大きな投資インセンティブとなっている。また、令和 7 年 6 月には、札幌市内の金融商品取引業・銀行・保険・証券会社から委託を受けた業務を行う企業の従業員の人材育成費用の一部を支援する制度が創設された。さらに、プロ投資家向けの ESG 債上場市場「北海道プロボンドマーケット」の開設を目指すほか、100 億円規模の GX 投資ファンド創設、外国人投資家向けビザの創設（国家戦略特区制度の活用）なども推進されている。

（３）国内外へのプロモーション活動

GX 金融拠点としての認知度向上と海外企業・投資家の誘致に向け、積極的なプロモーション活動が展開されている。令和 6 年 11 月にはシンガポール・フィンテック・フェスティバル 2024（134 カ国参加）への出展を果たし、同年 12 月には日本経済新聞社・テレビ北海道と共催で日経フォーラム「グローバル GX・金融会議札幌」を開催した。令和 7 年 1 月にはニューヨークで金融関係者を対象とした「GX 投資セミナー」を実施するなど、欧米・アジアの主要金融市場への継続的な情報発信が行われている。外国企業の視察受入補助制度も整備されており、札幌への立地検討中の外資系企業の視察費用の一部が補助される仕組みも設けられている。

3. 今後の課題と展望

（１）送電網（系統）整備と再エネの地産地消

北海道の GX 推進において最大の課題として指摘されたのが送電網（電力系統）の整備である。北海道は国内随一の再生可能エネルギー資源を有するが、発電した電力を本州へ送電する連系線の容量が限られており、せっかく発電しても送れない「出力制御」が生じている。道内の洋上風力発電の大規模導入目標（15GW）を実現するためには、道内系統の抜本的な強化と、道外への送電容量拡大が不可欠である。道路や鉄道などのインフラを活用した系統整備など、規制緩和と公民連携による系統増強が特区の重要提案に位置づけられているが、実現には長期的な取り組みと多額の投資が必要となる。

（２）海外金融機関・資産運用会社の実質的な誘致

GX 金融・資産運用特区の最終目標は、世界中から GX 関連の資金・人材・情報が集積するアジア・世界の「金融センター」としての地位確立にある。しかし、特区の指

定・制度整備から実際の海外金融機関・資産運用会社の本格的な立地・業務展開に至るまでには、なお相当の時間と継続的な取り組みが必要である。担当者からは、制度・環境整備は着実に進みつつあるものの、金融拠点の形成には中長期的な戦略と継続的なプロモーション、そして実際の投資実績の積み上げが不可欠であるとの認識が示された。東京・大阪という既存の金融集積との差別化を図りつつ、「GX×AI」という北海道固有の強みを前面に出したブランディングが重要な鍵となる。

（３）人材確保・育成と多文化共生環境の整備

GX や AI 産業の担い手となる高度人材の確保・育成は、北海道・札幌市全体に共通する課題である。国内においては道内で育成された理系人材の道外流出が続いており、また海外から優秀な人材・研究者・投資家を呼び込むためには、英語対応・国際水準の学校教育・医療サービス・生活環境の整備が不可欠となる。閉校校舎を活用したインターナショナルスクールの誘致検討、行政・医療サービスの多言語対応強化（英語・32 言語対応）など、多文化共生に向けた取り組みが進みつつあるが、本格的な国際人材の定着に向けてはさらなる施策の充実が求められる。

（４）産学官金の連携強化と「北海道バレー」構想の実現

北海道全域での GX 産業集積と、札幌市内での金融機能の強化集積を「両輪」で推進するためには、Team Sapporo-Hokkaido を中心とした産学官金の継続的な連携が欠かせない。また、令和 6 年 8 月に設置された「AI 北海道会議」（内閣官房主導）を通じ、北海道を GX 事業・AI 等の未来技術のテストフィールドとして国内外のスタートアップに積極的に活用してもらい取り組みも加速している。苫小牧・千歳（半導体拠点）・札幌・石狩（データセンター・再エネ）を南北一体で結ぶ「北海道バレー構想」の実現は、GX・AI・半導体が融合した世界的に類を見ない産業集積モデルとして大きな可能性を秘めており、今後の長期的な展望として注目される。

4. まとめと市川市政への示唆

今回の札幌市役所における「グリーントランスフォーメーションの取り組み」に関するレクチャーを通じ、GX を軸とした地域経済・産業政策のあり方について多くの示唆を得た。

第一に、地域固有の自然資源（再生可能エネルギー）を国家戦略（GX）と結びつけ、産業集積・金融機能の強化・人材育成を一体的に推進するという北海道・札幌市の戦略は、地方自治体の GX 政策の先進モデルとして高く評価できる。市川市においても、東京湾岸という地理的優位性や、近隣に集積する製造・物流・ICT 産業等との連携を意識しながら、脱炭素施策を地域経済の活性化と結びつける「GX×地域産業振興」の視点が求められる。

第二に、GX 金融・資産運用特区に見られるように、規制緩和・税制優遇・行政の英語対応・ワンストップサービスなどを組み合わせた「投資環境の総合整備」が、国内外からの企業・資金・人材の誘致に不可欠であることを再認識した。市川市においても、企業・投資家にとって参入・活動しやすい環境整備を多面的に推進する視点が重要である。

第三に、Team Sapporo-Hokkaido に代表される産学官金 21 機関の横断的連携体制は、単一の行政機関では達成し得ない政策推進力を生み出している。市川市においても、大学・金融機関・経済団体・地元企業との協働による GX 推進の枠組みを構築する

ことが、2050 年カーボンニュートラルの実現と地域経済の持続的発展に向けた有効な方策と考えられる。

第四に、カーボンプライシングの本格稼働（2026 年度）や国の GX2040 ビジョン策定など、GX を取り巻く政策環境は急速に変化しており、市川市においても早期に脱炭素・GX への対応方針を明確化し、先手を打って施策を展開することが地域の競争力維持に直結すると感じた。今回の視察で得た知見を議会活動に活かし、市川市の GX 推進と持続可能なまちづくりに向けて積極的に提言してまいりたい。

－ 北海道札幌市「札幌市海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）」視察 －

視察先	札幌市海外企業受入ワンストップ窓口（STEP）
所在地	北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センタービル 2 階（札幌中小企業支援センター内）
視察日	令和 7 年 7 月 1 8 日
調査事項	1. STEP 設立の経緯 2. 具体的な取り組み等について 3. 成果及び今後の課題と展望

1. STEP 設立の経緯

（1）設立の背景—GX 金融・資産運用特区の指定

STEP の正式名称は「Sapporo Transnational Expansion and Partnership（サッポロ・トランスナショナル・エクспанション・アンド・パートナーシップ）」であり、日本語での正式名称は「札幌海外企業受入ワンストップ窓口」である。

STEP 設立の直接的な契機は、令和 6 年（2024 年）6 月に北海道・札幌市が「GX 金融・資産運用特区」の対象地域（全国 4 か所のうちの一つ）に決定されたことである。これと並行して、北海道全域が「国家戦略特別区域」に新たに指定されたことにより、GX 産業の集積と金融機能の強化集積を一体的に推進する制度的基盤が整った。

この特区指定を受け、札幌市は海外からの投資・企業誘致を本格的に加速させるための受入体制整備が急務と判断した。これまで海外企業が日本・札幌に進出しようとした場合、法人設立・在留資格・銀行口座開設・オフィス探し・従業員の生活環境整備など、多岐にわたる行政手続きや生活支援を複数の窓口でそれぞれ対応しなければならず、かつ多くが日本語のみの対応であることがボトルネックとなっていた。海外企業にとっての「日本の壁」を取り除き、「世界で最もビジネスがしやすい環境」を整備するという強い意志のもと、STEP（海外企業受入ワンストップ窓口）が令和 6 年 10 月に正式に設置された。

（２）設立に至る政策の流れ

STEP 設立の前史として、令和 5 年（2023 年）6 月に北海道・札幌市は産学官金 21 機関による「Team Sapporo-Hokkaido」を設立し、GX 産業集積と金融機能の強化集積を「両輪」で推進する方針を打ち出した。同年、G7 大臣会合の札幌開催を契機に「脱炭素社会の未来を拓く北海道・札幌宣言」を発信し、国際社会への訴求力を高めた。令和 6 年 1 月に北海道・札幌市が共同で GX 金融・資産運用特区を国に提案し、同年 6 月の特区指定決定後、海外企業の誘致加速という政策目標を具体的な行動に落とし込む窓口として STEP の設置が決定された。STEP は札幌市と一般財団法人さっぽろ産業振興財団が運営主体となり、北海道経済センタービル 2 階（札幌中小企業支援センター内）に設置されている。

２．具体的な取り組み

（１）ワンストップ相談支援―「進出検討」から「定着」まで

STEP の最大の特徴は、海外企業に対して札幌への進出を「検討している段階」から「定着」に至るまで、英語による継続的な伴走支援をワンストップで行い、かつ利用が完全無料である点にある。窓口の所在地は北海道経済センタービル 2 階（平日 9 時～17 時・完全予約制）に加え、メール・Web 会議によるオンライン相談も随時受け付けている。提供するサービスは幅広く、進出検討段階では、北海道・札幌のビジネス環境・補助制度・生活・オフィス環境等に関する情報提供、日本での事業計画に関するアドバイス・サポート、市内企業とのビジネスマッチング、関係機関の紹介等を行う。進出手続き段階では、法人設立登記・定款認証・厚生年金・健康保険・雇用保険等の行政手続き支援、在留資格申請・ビザ更新の支援、オフィス・自宅物件探し・賃貸借契約の支援、従業員雇用・PR 戦略に関するアドバイスなどを担う。そして定着支援段階においては、進出後のビジネスや従業員の生活支援に係る各種相談を継続的に受け付けている。

（２）行政手続きの英語対応―国家戦略特区を活用した規制改革

国家戦略特区制度の活用により、従来は日本語対応のみであった各種行政手続きについて英語での申請・変更等が可能となった。具体的には、法人設立登記（商業登記）・定款認証・厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労働保険の手続きが英語で完結できるようになっている。これらの英語対応は令和 7 年（2025 年）2～3 月から順次開始されており、海外企業が日本法人を設立する際の最大のハードルのひとつが取り除かれた。また、出入国在留管理庁関係の在留資格手続きの英語対応についても現在開始に向けた検討が進められている。

（３）外国人顧客の口座開設支援―5 銀行体制の整備

海外企業が日本で事業を開始する際、銀行口座を開設できないことは実務上の最大の障壁のひとつである。STEP はこの問題解決に先駆的に取り組み、金融庁所管の「外国人顧客の口座開設支援ネットワーク」を活用した支援体制を構築した。この仕組みは、各銀行が整備した英語書類を STEP が活用し、口座開設手続きや必要書類等について英語で事前説明を行い、オンライン申請の補助や窓口申請への同行等の実務的なサポートを提供するものである。令和 7 年 2 月に北洋銀行・北海道銀行の地元 2 行が全国に先駆けて取り扱いを開始し、同年 5 月 29 日からは三菱 UFJ 銀行・みずほ銀行・三井住友銀行のメガバンク 3 行も加わり、5 行体制が整備された。

(4) STEP パートナース―地元企業との協業プラットフォーム

STEP の取り組みは、単なる企業誘致にとどまらず、誘致した海外企業と地元企業が協業することで地域経済全体を活性化させることを目指している。この理念を具現化するプラットフォームが「STEP パートナース」である。海外企業との協業に意欲のある地元企業・団体であれば、会費無料で参加でき、STEP を通じた海外企業とのビジネスマッチングを受けることができる。また、STEP パートナースロゴ・ステッカーの配布、会員企業の関心に合わせた特典も付与される。さっぽろ産業振興財団が管理・運営するこのプラットフォームには、不動産会社・建築デザイン事務所・IT 企業・伝統工芸関連企業など業種を超えた多様な企業が登録を進めており、令和 7 年 7 月時点でも新規登録が続いている。

(5) 視察補助・情報発信・国際プロモーション

海外企業が札幌への立地を検討する際の初動コストを軽減するため、進出検討中の外資系企業を対象に、一時滞在費（宿泊費）・通訳費・移動費（新千歳空港～市内間等）の一部補助制度が整備されている。また、英語による海外企業誘致専用ウェブサイト「Invest Sapporo (<https://sapporo-step.global/>)」を開設し、ビジネス環境・補助制度・生活環境などの情報を英語で一元的に発信している。さらに、令和 6 年 12 月の日経フォーラム「グローバル GX・金融会議札幌」開催、令和 7 年 1 月のニューヨークでの GX 投資セミナー、令和 6 年 11 月のシンガポール・フィンテック・フェスティバルへの出展（134 か国参加）など、欧米・アジアの主要金融市場への積極的なプロモーション活動が STEP の誘致活動と一体的に展開されている。

3. 成果及び今後の課題と展望

(1) 開設以来の主な成果

令和 6 年 10 月の開設から令和 7 年 1 月までの約 3 カ月間で、すでに約 70 件の相談実績が積み上がっている。GX や半導体・AI などの先端産業分野を中心に、エネルギー貯蔵・再生オイル生成・AI 開発・ビジネス総合プラットフォームなど多様な分野の海外企業が相談に訪れており、国際的な関心の高さを示している。また、地元企業による「STEP パートナース」への参加申込が令和 7 年 7 月に入っても続いており、不動産・建設・IT・小売など業種の裾野も広がっている。さらに、令和 7 年 2 月には全国に先駆けて地元 2 行で開始した外国人顧客の銀行口座開設支援が、同年 5 月にメガバンク 3 行にも拡大され、5 銀行体制が確立されたことは制度面での大きな前進である。令和 7 年 4 月からは GX 推進税制（地方税の課税特例）も施行され、GX 事業・金融事業への税制優遇が開始したことで、海外企業の進出コスト面での優位性も具体化した。

(2) 今後の課題

担当者から指摘された主要な課題は以下の点である。第一に、相談から実際の進出・定着・雇用創出につなげるまでの「フォローアップ」の継続である。相談件数は着実に増えているが、実際の法人設立・拠点開設・採用活動の実現まで伴走し続けるには、専門人材の確保と支援体制の継続的な充実が必要とされる。第二に、在留資格（ビザ）の英語対応である。法人設立登記や銀行口座開設の英語対応は整備されてきたが、

出入国在留管理庁関係の在留資格手続きの英語化は現在も「開始検討中」の段階にあり、早期の実現が待たれている。

第三に、生活環境・教育環境の充実である。海外企業の経営者・従業員が長期にわたって安心して家族とともに暮らせる環境の整備―国際水準の学校（インターナショナルスクール）の確保、医療サービスの多言語対応、外国人居住者向けのコミュニティ形成―は、まだ道半ばであり、中長期的な視点で取り組む必要がある。第四に、道内 GX 関連情報の英語発信の充実である。GX 事業や関連する金融商品の情報を集約した英語サイトの令和 7 年度中の構築が目指されているが、情報の鮮度・網羅性をどう確保するかが課題である。

（３）今後の展望

STEP は設置から日が浅く、制度面の充実と実際の企業誘致実績の積み上げが同時進行する段階にある。今後、プロ投資家向け ESG 債市場「北海道プロボンドマーケット」の開設、外国人投資家向けビザ創設（国家戦略特区活用）、銀行による GX 関連事業への出資規制緩和（2026 年までに開始予定）なども順次整備される予定であり、海外企業が参入しやすい環境は段階的に強化されていく。また、100 億円規模の GX 投資ファンド創設の検討も進んでおり、GX・AI 産業の資金調達環境の整備が並行して進む見通しである。

STEP を核とした札幌市の海外企業受入政策が最終的に目指すのは、世界中から GX・AI 関連の資金・人材・情報が集積するアジア・世界の「金融センター」としての地位確立であり、そのゴールまでには長期的な継続的取り組みが不可欠である。

「GX×AI×国際金融」という北海道・札幌固有の強みの組み合わせが、国際的な認知度の向上と共に実際の投資・雇用の成果に結びついていくかが、今後数年の正念場となる。

4. まとめと市川市政への示唆

今回の STEP 視察から、海外企業誘致・外資受入政策について市川市政に活かすべき示唆を以下にまとめる。

第一に、「ワンストップ・英語・無料」という窓口設計の徹底的なシンプルさが、海外企業の参入障壁を下げる上で極めて有効であることを確認した。市川市においても、国際的な企業・投資家・人材を呼び込もうとする場合、制度の複雑さ・言語の壁・縦割り対応という三つの障壁を同時に取り除くことが不可欠である。既存の産業支援窓口・国際化窓口を統合・一元化し、英語対応の強化を図ることが有益と考えられる。

第二に、「進出検討から定着まで」の一貫した伴走支援という発想は、従来の誘致活動にありがちな「誘致して終わり」から「定着させて初めて成功」へと視点を転換するものである。市川市においても、企業立地支援や外国人居住者支援においてアフターフォローを重視した継続的な伴走支援の仕組みを整備することが求められる。

第三に、地元企業との協業プラットフォーム「STEP パートナーズ」の発想は、海外企業と地元企業を単に並立させるのではなく、相互の強みを活かした共創・協業によって地域経済全体の付加価値を高めようとするものであり、市川市の産業振興政策にも応用可能な考え方である。外資系企業・外国人起業家と地元中小企業の交流・マッチング

を促進する場づくりを市としても積極的に検討すべきと感じた。

第四に、銀行口座開設支援に見られるように、民間金融機関との連携により行政だけでは解決できない課題を克服したことは、官民連携の新たなモデルとして注目に値する。市川市においても、金融機関・経済団体・大学・行政が役割分担を明確にしながら連携する包括的な産業振興体制の構築を検討していきたい。今回の視察で得た知見を今後の議会活動に活かし、市川市の国際化と産業活性化に向けた施策の充実について積極的に提言してまいりたい。



様式第9号（第6条関係）
（交付対象議員用）

支 出 伝 票

		交付対象議員		整 理 番 号												
				8 - 1												
支 出 項 目	8 事務費			令和8年3月30日 起票												
支 払 金 額	<table><tr><td>金</td><td>額</td><td>¥</td><td>1</td><td>1</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td><td>8</td><td>円</td></tr></table>						金	額	¥	1	1	7	4	1	8	円
金	額	¥	1	1	7	4	1	8	円							
内 容	通信費（添付計算表参照）政務活動費残額117,418円のため、支払金額は117,418円とする。				按分割合	90%										
《領収書添付欄》 別紙参照																

発行年月日 2026年 5月 1日

西牟田 勲 様

支払証明書

ご請求月	ご請求 コード	お支払額（円）	うち消費税等（円）	収納年月日	備考	請求先ご名義
2024年11月	8014829736	12,489	1,085	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2024年12月	8014829736	19,289	1,703	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 1月	8014829736	18,054	1,591	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 2月	8014829736	13,989	1,221	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 3月	8014829736	13,742	1,199	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 4月	8014829736	13,372	1,165	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 5月	8014829736	4月 / 13,995	1,222	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 6月	8014829736	5 / 14,738	1,290	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 7月	8014829736	6 / 14,747	1,290	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 8月	8014829736	7 / 13,055	1,137	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年 9月	8014829736	8 / 47,248	4,172	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年10月	8014829736	9 / 43,629	3,736	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年11月	8014829736	10 / 36,799	3,117	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2025年12月	8014829736	11 / 35,286	2,979	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2026年 1月	8014829736	12 / 38,067	3,232	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2026年 2月	8014829736	1 / 59,061	5,141	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2026年 3月	8014829736	2 / 78,470	5,087	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
2026年 4月	8014829736	3 / 49,500	4,271	*****	クレジット会社決済分	西牟田 勲
合計（クレジット会社決済分除く）		0	0			
合計（クレジット会社決済分）		535,530	44,638			

上記の料金は、領収済であることを証明いたします。

※クレジットカードでお支払いのお客さまは、ご契約されているクレジットカード会社へ上記料金のお支払いがない場合、本証明書は無効となります。

※翌月合算請求（請求見送り）に該当するご請求月は、「うち消費税等」を非表示としております。

ご請求額に応じた消費税額につきましては、請求書にてご確認ください。

通信費

支払月	支払額	按分90%	伝票額	備考
5月	13,995	12,595.50	12,595	
6月	14,738	13,264.20	13,000	上限
7月	14,747	13,272.30	13,000	上限
8月	13,055	11,749.50	11,749	
9月	47,248	42,523.20	13,000	上限
10月	43,629	39,266.10	13,000	上限
11月	36,799	33,119.10	13,000	上限
12月	35,286	31,757.40	13,000	上限
1月	38,067	34,260.30	13,000	上限
2月	59,061	53,154.90	13,000	上限
3月	78,470	70,623.00	13,000	上限
4月	49,500	44,550.00	13,000	上限
計	444,595		154,344	

117,418 政務活動費残額

117,418 伝票額 (伝票額 > 政務活動費残額)